

## 法務省政策評価懇談会（第64回）議事録

### 1. 日 時

令和3年7月15日（木）14:30～16:27

### 2. 場 所

法務省地下1階大会議室等

### 3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長) 篠 塚 力	弁護士
野 澤 和 弘	一般社団法人スローコミュニケーション理事長・植草学園 大学教授（毎日新聞客員編集委員）

<省内出席者>

法務事務次官	辻 裕 教
政策立案総括審議官	竹 内 努
官房参事官兼企画再犯防止推進室長	早 濶 宏 毅
官房付兼秘書課付	野 田 洋 平
官房付	谷 澤 衣里子
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	治 村 英 樹
人事課付	栗 原 一 紘
官房参事官（予算担当）	深 野 友 裕
国際課付	神 吉 康 二
施設課技術企画室長	山 北 孝 治
厚生管理官総括補佐官	吉 田 純 孝
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
官房付兼司法法制部付	川 副 万 代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
官房付兼企画調査室長	南 部 晋太郎
矯正局成人矯正課警備対策室長	櫛 引 唯一郎
保護局参事官	中 臣 裕 之
人権擁護局参事官	唐 澤 英 城
訟務局訟務企画課訟務広報官	田 中 直 樹
法務総合研究所総務企画部副部長	松 本 剛

法務総合研究所研究部総括研究官	鈴木 望
出入国在留管理庁政策調整官	稲垣 貴裕
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	田中 國雄

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	東郷 康弘
秘書課補佐官	下谷 知己

#### 4. 議 題

令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について

#### 5. 配布資料

資料1：令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）

資料2：法務省政策評価に関する基本計画

資料3：令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画

補足資料：令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見

#### 6. 議 事

○篠塚座長 定刻になりましたので、これより第64回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、伊藤委員はオンラインでの御参加、宮園委員は御都合により欠席されております。

はじめに、法務事務次官挨拶がございます。よろしく申し上げます。

○辻法務事務次官 法務事務次官の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、「第64回法務省政策評価懇談会」に御出席いただき、誠にありがとうございます。

政策評価制度につきましては、本年3月、政策評価審議会から制度の改善に関する提言が総務大臣に提出されたことを受け、総務省を中心にその具体化に向けた検討が進められているところでございます。法務省といたしましても、行政課題に迅速・柔軟に対応できる施策の実現に向け、政策評価を適切に実施する必要があると認識しております。

この点、近時、政府全体として、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの推進が求められているところであります。政策評価におきましても、客観的な情報やデータに基づき政策効果を把握し、政策の改善等に適切に反映させるなど、EBPMの実践をより一層意識して行うことが重要であると考えているところであります。

本日は、委員の皆様方から御専門の分野における御知見や幅広い御経験などに基づきまして、ぜひとも忌憚のない御意見を頂きたいと考えております。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠塚座長 ここで、辻法務事務次官につきましては、公務により退席させていただきます。

それでは、本日の審議事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

- 東郷秘書課政策立案・情報管理室長 事務局を務めております、秘書課政策立案・情報管理室長の東郷と申します。

はじめに、本日の審議事項について御説明いたします。

本日御審議いただくのは、「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。

審議用の資料として、4点配布しております。資料1は「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料2は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料3は「令和2年度法務省事後評価の実施に関する計画」、補足資料は事前に委員の皆様から頂戴しました御質問・御意見をまとめたものです。

また、委員の皆様から事前質問等を多数頂戴していることに鑑み、効率的な審議に資するため、施策等の概要につきましては、席上配布している「実施結果報告書（案）」をもって説明に替えさせていただきたいと思っております。御容赦いただければ幸いです。会議資料につきましては、委員の皆様のお手元に、データをダウンロードしたタブレット端末を用意させていただいておりますので、適宜御利用いただければ幸いです。

審議事項に関する説明は、以上になります。

なお、今回につきましても、事前に御案内させていただきましたとおり、今般の感染症の流行状況を踏まえまして、会場参加とウェブ参加を組み合わせた方式で開催させていただいております。円滑な会の運営につきまして、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

最後に、会議における御発言につきましては、ウェブ端末利用者に音声が届くようにするために、可能な限りマイクに近づいて御発言をしていただきますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

- 篠塚座長 それでは、本日の議題であります「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」について御議論いただきたいと思います。

まずは基本政策Ⅰ「基本法制の維持及び整備」からとなります。

事前に委員から御意見等を頂戴しておりますので、お手元に紙でお配りしている補足資料、質問・意見一覧の「基本政策Ⅰ関係」について、法務省から回答をお願いしたいと思います。

なお、回答に当たっては、必ずお名前を名乗ってから発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、委員から追加の質問等がございましたら、基本政策Ⅰについての法務省の回答が終了した後、質疑応答の時間を設けますので、その際に御発言をお願いします。

それでは、まず、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について、朝日委員から番号1のとおり提出のあった質問について、法務省から回答をお願いします。

- 民事局（遠藤） 民事局の遠藤と申します。御質問・御指摘いただき、ありがとうございます。

お尋ねにつきましては、評価結果、それから、その直近にある評価手法との関係で、その評価の内容について法制化後にどういったことを検証していくのかという御趣旨の

質問というふうに承りました。

まず、前提として、この実施結果報告書（案）の本項目につきましては、社会経済情勢の変革と事後チェック・救済型社会への転換に対応するための基本法制の整備ということで挙げておりました、その評価結果としましても、別紙のとおり非常に多岐にわたる各種の改正をしています。そういった観点から、ここでは評価の手法として、御指摘にありますように、法制化したものをアウトプットとして捉えているということでございます。

この法制化後においては、個別の法律についてということにはなろうかと思えますけれども、必要に応じて運用状況を注視しつつ、施行状況について実情の調査等を実施することなども含めて、十分な法制の整備が行われているかということを検討することに努めてまいりたいと考えております。

○刑事局（南部） 続きます、刑事局の南部からお答え申し上げます。

刑事局の関連では、保釈中の被告人等の逃亡の防止等を図るための法整備について記載しておりますが、この関係につきましても、法制化がなされた後においても運用状況を注視し、引き続いて必要に応じて調査分析を行うなど、必要かつ十分な法整備が行われているかを適切に検証していく所存でございます。

○篠塚座長 では、次に、「法曹養成制度の充実」について、質問・意見が二つございます。

まず、井上委員から番号2のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副でございます。御質問いただきましてありがとうございます。

御質問の法運用の実態調査でございますが、こちらは日本企業、それから邦人を法的側面から支援する方策を検討するための実態調査や調査研究となっております。この調査につきましては、法曹有資格者を活用して、海外進出する企業が現地で直面しやすい法的リスクやその対処法などについて調査を行い、その結果を公表することで日本企業の海外進出を法的側面から支援するという企業の支援という側面と、またもう一方で、現地の日本企業の日本の弁護士に対するニーズであったり、現地の外国人弁護士に関する法規制などについても調査を行って、日本の法曹有資格者の海外展開を促進しようという側面から行っているものでございます。

法曹有資格者が、国内のみならず海外で外国の弁護士としてその能力を発揮し活躍できるようにすることは、法曹有資格者の活動領域の拡大のために重要であると考えておりますところ、この調査の対象は途上国が多いのですが、そこにおいては法運用の実態というのが実際は法制度と違っているということもありまして、法運用の実態を踏まえることで、現地における法曹のニーズをより正確に把握することができることが多いものと考えられております。そのため、調査対象国におきまして、法制度のみならず法運用の実態調査を行って、それを提供することで、その現地における法曹有資格者のニーズというのをきちんと把握・公表することができると、それによって海外展開を支援しようという調査でございます。

○篠塚座長 次に、大沼委員から番号3のとおり提出のあった意見につき、法務省から回

答をお願いします。

- 司法法制部（川副） 続きまして、司法法制部川副から回答をさせていただきます。御質問いただきましてありがとうございます。

こちらは、活動領域の拡大の中で、弁護士業務に関する御質問でございます。御指摘をいただきましたとおり、弁護士法72条におきましては、弁護士又は弁護士法人以外の者が業務として法律事務を取り扱うことは、基本的にいわゆる非弁活動として禁止しているところでございます。もっとも、弁護士法72条でございますが、それは罰則の構成要件を定めている規定ですので、犯罪の成否については捜査機関によって収集された証拠に基づき個別に判断される事柄であることから、法務省において何の行為が非弁なのかということを示すことはなかなか難しい面がございます。そういったこともありますので、弁護士以外の他の士業の方々と業務範囲の調整であったり、非弁活動等の注意喚起や周知といったことについては、まずは現状において日本弁護士連合会において対応されているものであると考えておりますが、法務省としましても、弁護士法を所管する立場から、必要に応じて協力をしていきたいと考えているところです。

- 篠塚座長 次に、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」について、朝日委員から番号4のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

- 国際課（神吉） 国際課の神吉でございます。朝日委員におかれましては、御質問いただきましてありがとうございます。

まず、回答率の考え方につきまして、御説明させていただきます。本研修につきましては、全部で5回実施しておりまして、各回、事前に登録いただきました同じ60名の方に参加いただいております。アンケートにつきましては、最終の第5回の終了後に実施しておりまして、したがって、実際の回答率は60分の13ということになり、約22パーセントとなっております。本研修は、コロナ禍の影響で、参加者全員がオンラインで参加する形式で開催されたものでありまして、アンケートにつきましては第5回の研修終了後にインターネット上のフォームに記載していただく方法を取ったものと承知しております。

一般に、会場を退出する際にアンケート用紙を回収することができるリアル参加の研修と比べまして、オンライン研修では回答率が低いとされております。そこで、今回の研修につきましては、研修の終了直後、参加者がウェブサイトから退出する前にアンケート画面に遷移する仕組みを講じた上、後日、回答していない方々に個別にメールを送信してアンケートへの回答を促すなどの回収率の向上に努めました。人材育成研修を含みます各種セミナー、シンポジウムにつきましては、引き続き、より多くの方に御参加いただきまして、また、アンケートにつきましてもより多くの方に御回答いただけるよう、受託事業者と共に工夫してまいりたいと考えております。

- 篠塚座長 次に、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（薬物事犯者に関する研究）」について、伊藤委員から番号5のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

- 法務総合研究所（鈴木） 法務総合研究所の鈴木と申します。御質問ありがとうございます。

薬物研究について御質問いただきました。海外の調査で得られた知見につきまして、

まず、ドラッグコートにつきましては、対象者の再犯リスクや支援ニーズを的確に査定・把握し、個々の対象者に合わせて医療、職業、教育といった多角的なサービスを継続的に提供することによって再犯防止効果が上がるという示唆を得ることができました。また、治療共同体につきましても、刑事司法機関と連携しながら、対象者のニーズに合わせて治療プログラムのほか医療、福祉、教育等の多種多様なサービスが提供されていることを確認することができました。また、これらの機関の職員へのインタビュー調査も行っておりまして、そこからは、薬物事犯者が刑事司法制度の枠組みから地域社会に移行するときに治療を中断したり、支援から離脱したりすることが増加し、再犯につながっていくので、その間をいかに円滑に移行させるのかが課題であるという示唆を得たところでございます。

これらを踏まえまして、このような処遇を取り入れる可能性があるかということについては、法務総合研究所としてお答えしづらいところではございますが、これらについては、諸外国と我が国とでは裁判制度や薬物の乱用状況、刑事施設の収容状況等が大きく異なっていますことから、これらの差異も踏まえた上で慎重に検討される問題であると考えております。

もっとも、先ほど述べました米国の調査で得られた知見からは、薬物事犯者処遇に当たって基本的かつ重要なことは日米でおおむね共通しているということも確認されましたので、我が国で現在進められているような取組、すなわち施設内・社会内における指導・支援の充実や、施設内から社会内への円滑な移行、各種の機関との連携の強化策の施策を推進していくことの妥当性も裏付けられたのではないかと考えているところでございます。

- 篠塚座長 最後に、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（第5回犯罪被害者実態（暗数）調査）」について、伊藤委員から番号6及び7のとおりに提出のあった質問・意見につき、法務省から回答をお願いします。
- 法務総合研究所（鈴木） 引き続き、法務総合研究所の鈴木から回答申し上げます。

まず、質問6についてでございます。まず、暗数調査は犯罪動向に関する経年比較のデータの収集を主な目的としていることから、基本的には調査内容を毎回共通させる必要がございます。しかしながら、御指摘のように近年の犯罪状況を踏まえて調査する必要もあると認識しておりまして、実際、今回の調査ではストーカー行為、DV、児童虐待に係る被害状況を調査内容に加えて実施しているところでございます。なお、特殊詐欺につきましては、平成20年に実施した第3回調査から調査対象に加えて実施しています。一方で、調査内容があまりに多くなりますと、対象者の方々の負担が過大となってしまうことも危惧されますので、ある程度調査内容を絞るという必要性もあるところでございます。そのようなことなどもありまして、今般、SNSを通じた若年層を狙った性被害などの犯罪類型につきましては、調査対象に加えておりませんでした。今後、暗数調査を行う際には、御指摘の点も踏まえまして、その時々の問題となっている犯罪動向に係る被害を適切に把握するために、調査内容をどのように設定するのかという点について検討してまいりたいと存じます。

引き続き、番号7についてお答え申し上げます。我が国と諸外国とでは調査規模や調査対象地域の設定等について違いがありますので、諸外国が調査目的に掲げているよう

な情報提供を我が国の暗数調査で行うことができるのかという点については、若干のハードルがあるところでございます。しかしながら、我が国の治安等に関する国民の意識を明らかにし、犯罪被害実態に関する情報を市民等に提供することは、今回の調査でも目的としているところでございますので、これらの情報を一般市民にも分かりやすく、役立つものとして提供されることが望ましいというのは御指摘のとおりかと思えます。今回の調査結果につきましては、記者への説明を行ったこともありまして、新聞記事にも一部取り上げられたところですが、また、その結果については、研究部報告だけでなく一部を犯罪白書にも掲載しており、これらはインターネットで参照できるようになっています。しかしながら、御指摘のとおり、これで十分ということはないと承知しておりますので、今後も一般市民の方々も対象に含めながら、研究内容の効果的な発信に努めていきたいと存じます。

○篠塚座長 それでは、基本政策 I 関係の法務省回答に対して、委員から何か追加の質問等ございますでしょうか。

では、朝日委員、どうぞ。

○朝日委員 御回答ありがとうございます。番号 1 の質問に関してもう一度確認をさせていただきます。今回の事後評価の内容が法制の効果を検証するということが目的にはなっていると思うのですが、この事後評価の段階で法制審議中である、順調に法制審に入っているということで、そのこと自体の評価というか、情報は非常に良いことだと思います。その上で、目的が効果の検証ということになると、やはり今回の状況というのは、モニタリングといいますか、途上というところの評価になっているように思いましたので、御回答のように、今後、法制後に効果を検証していくという方針で理解をいたしました。

資料 3 の令和 2 年度法務省事後評価の実施に関する計画では、令和 7 年度に同じように基本法制の整備というものを評価していくという計画がありますが、これについては、要は法制化されたものについて情報を取って評価していくという、同じ案件について扱うのか、ということがお伺いしたいことの一つです。

また、番号 4 の方も御回答ありがとうございます。少々細かいことをお聞きして恐縮でしたが、分母が 60 ということで理解をいたしました。ただ、オンラインはやはりアンケートが取りづらいということも伺いました。オンラインでは、参加がしやすい反面、研修効果の点でどうなのかというのは、いろいろなところで検証中かと思えますので、御回答いただいたようにお願いできればと思いました。

ありがとうございます。以上です。

○篠塚座長 番号 1 と 4 についての追加の質問・意見に対して、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤と申します。

番号 1 について今、御指摘のあった点でございますけれども、令和 7 年度の計画については、この場で確たる方針について申し上げることは少々難しいのですが、個別の立法に関する効果検証等をどのような形で行うことができるのか、また、その必要性等も含めて、可能な限り実情の把握等には努めてまいりたいと考えております。

○朝日委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○篠塚座長 では、番号4についてお願いします。

○国際課（神吉） 番号4につきまして、国際課の神吉から補足して御説明させていただきます。

朝日委員御指摘のとおり、オンラインの研修につきましては、対面の研修と比べましてコミュニケーションが取りづらいという難点がございます。このような事情を踏まえ、オンラインの研修につきましては、例えばチャットの利用や、Q&Aセッションを設けるなど、なるべくインタラクティブな会話ができる形にするよう工夫しております。今後もオンライン研修は続けざるを得ない状況にあるかとは思いますが、難点を乗り越えて充実した研修となるよう受託事業者とともに工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

○朝日委員 了解いたしました。

○篠塚座長 では、大沼委員、よろしく申し上げます。

○大沼委員 番号3に関する質問ですが、測定指標の中で法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報を自治体、企業等の間で共有とあって、これには市民も含むと思いますが、共有するための環境整備を挙げておられると思います。その中の活用の在り方についてですが、プラスの方の活用の在り方については積極的にいろいろやっておられると思うのですが、マイナスの方に関してはあまり考慮されていないのかと思うのです。何が非弁活動かは分かりにくいと回答いただきましたが、正に非弁活動が何かについて解釈権限を持つのはおそらく法務省だと思います。その法務省が、そもそも非弁活動というのはこういったことなのであって、こういった形でほかの業種の方を利用してもらっては困りますと、これは弁護士の領域ですので弁護士に任せてくださいというふうな情報を共有化していくことが大事なのではないかと思うのです。

実際、私が弁護士として活動している時、ある人から遺産分割に関する相談を受けたのですが、ほかの相続人の方から、いや、それは税理士の人が全部うちに任せてくださいと言ってきたと、長年懇意にしている税理士なので、遺産分割は全部そちらの方に任せることにしたという例もあるのです。ほかにも似たような例がいろいろありまして、税理士だけではなくて行政書士とか司法書士とか、そういった方々が本来弁護士の領域ではないかと思われる非弁活動を行っている疑いというのは結構あると思います。ただ、なかなか実態は非常につかみにくいのです。

ですから、そもそも何が非弁活動で何がそうではないのかということは、やはり解釈権限を持つ法務省が明らかにして、それを自治体、企業あるいは市民との間で有益な情報として共有するというのは、法制、制度の充実にもつながっていくのではないかと思いますので、質問させていただきました。

○篠塚座長 この番号3の部分は、非弁活動の定義等に関する質問ですが、この点、法務省から回答をお願いします。

○司法法制部（川副） 司法法制部の川副でございます。

ただいま御指摘の点でございますが、先ほど実施結果報告書（案）に指摘があった企業や自治体等との連絡や共有関係につきましては、法曹養成制度改革連絡協議会という場を設けておまして、そこで正に法曹有資格者の活動領域の拡大に向けて、有益な情報をいろいろと共有いただいて、法務省からも提供し、全体で共有を図るという形で法



曹養成制度の充実に向けた環境整備を行っています。法曹になった後や、社会における具体的な事象において、現在、非弁として問題になっていることやその詳細を共有するという形では、現在、協議会は開催していないところでありまして、方法論としては少々難しいところがあるのではないかと考えております。

御指摘があったように、非弁活動は、もちろん許されるものではないところですが、どうしても個別の事案について、個別具体的な事実関係に応じて非弁活動に当たるのか当たらないのかを判断するという性質のもので、一律に区切ることが難しいところがあるのは先ほどお答えしたとおりでございます。やはりそこは周知など行われている日本弁護士連合会と連携の上で、何か必要に応じて協力できることがあれば行うというように考えているところでございます。

○篠塚座長 では、次に、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、御議論いただきたいと思っております。

先ほどと同様に、お手元に紙でお配りしている補足資料の「基本政策Ⅱ関係」について、法務省から回答をお願いしたいと思います。追加質問等につきましても、先ほどと同様、全ての法務省の回答が終了後をお願いいたします。

それでは、まず、「国と地方公共団体が連携した取組の実施」について、本日御欠席の宮園委員から、番号1のとおり提出のあった質問・意見につき、法務省から回答をお願いします。

なお、宮園委員からの質問・意見に対する回答は、後日、事務局から委員にお伝えすることといたします。

○秘書課（早瀬） 秘書課の早瀬と申します。

御質問は三つのパートに分かれているかと思っておりますので、順次お答えしたいと思います。前提として少し申し上げますと、資料1の74ページ以下でございますが、この再犯防止の取組につきましては、法務省が実施している刑務所の段階、あるいは社会に戻った後の保護観察の段階だけではなく、刑事手続が終了した後の地域社会における取組というのが非常に重要であると考えております。もっとも、その主体になるのは地方公共団体ということになると思っておりますが、なかなか知見も、ツールも、これまでのノウハウもないということも少なくないと考えられます。そこで、この取組におきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年を事業年度とし、地域で実情に応じてどういう取組をしていただけるのかということについて、国の方から委託費を出して調査研究という形でそれぞれの取組をしていただき、それを通じて、地方でもそれぞれの地方計画というものを定めていただいて、地域に根差したしっかりとした形で、再犯防止の取組を進めていただきたいと、こういう考えの下に行った施策でございます。

その上で、御質問の最初の測定指標の目標値設定の根拠ということでございますが、まず、1点目の「地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数」については、これはモデル事業を始める平成30年度の時点で、この3か年の事業を通じて、最終的に47都道府県の約半数に当たる23の都道府県で計画を策定していただくことを目標として設定していたものでございます。

それから、2点目の「モデル事業を実施している都道府県の数」については、モデル事業を実際に委託した団体において、途中で断念や廃止となることなく、連携してしつ

かりと事業を進めていただきたいという観点から、委託団体数を掲げているものでございます。

また、3点目の「モデル事業を実施している都道府県との協議の回数」については、モデル事業の委託を受けた全ての都道府県に対して、毎年度のヒアリングあるいは会議を開催するということを前提に目標値を設定しており、令和2年度分につきましては前年度と同数以上になるように目標値を定めたというものでございます。

次に、御質問の二つ目のカテゴリーの、モデル事業の実施状況の共有についてでございます。こちらにつきましては、モデル事業の実施団体のみならず全ての地方公共団体が閲覧できるように、その概要を法務省のウェブサイト公表しておりますし、また、モデル事業を実施しておりました3か年の間も毎年、都道府県あるいは政令指定都市を対象とした会議を開催しまして、その場で定期的に実施状況の共有を図ってまいりました。現在、このモデル事業は既に終了しておりますが、直近では、今年の6月18日に、都道府県あるいは政令指定都市の担当者の方々にオンライン形式で会議を開催しまして、このモデル事業の結果、特に好事例と思われるものの共有等をしたところでございます。これに加えて、今年度内に更にブロック別にも協議会を開催して、この好事例を自分のところでも実施したいというような自治体もあろうかと思っておりますので、そういった自治体の御相談に乗る、あるいは協議をするということを通じて、更に横展開を図ってまいりたいと考えております。

御質問の最後でございますが、予算額、執行額の割合等も出ていると達成度を評価する指標となるのではないかと御指摘でございました。この点、モデル事業に係る予算の執行率は全体として9割を超える数字となっております。測定指標に掲げる目標値も達成しておりますので、適切に事業が実施されたと考えております。一般的に申し上げますと、予算額や執行額の割合と達成度がリンクするかというのは、物によるところもあろうかと思っておりますので、御指摘は今後の参考として生かしていきたいと考えております。

○篠塚座長 次に、「検察権行使を支える事務の適正な運営」について、質問・意見が三つございます。

まず、井上委員から番号2のとおり提出のあった意見につき、法務省から回答をお願いします。

○刑事局（南部） 刑事局の南部でございます。御質問ありがとうございます。

井上委員からは、検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況につきまして、おおむね達成と記載しているところ、広報活動が前年の23パーセントになっているにもかかわらず、どういう理由でおおむね達成としたのかが分かりづらい、こういった御指摘を頂戴しました。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により集合形式による広報活動の実施を自粛せざるを得ない状況にございました。そのため、実施件数につきましては前年度の23パーセントとなっております。こうした広報活動の実施回数といたしましては、目標達成の判断に当たっての参考指標としているものではございますけれども、今回の事後評価の趣旨が、政策の効果を把握し、これを基礎として政策の見直し改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報の提供をする

見地から行うというものであることを踏まえ、昨年度比で実施回数がこういったやむを得ない理由から激減してしまったとはいえ、そのことから直ちに消極的に評価を行うという必然性はないのではないかと考えたところでございます。

そして、令和2年度はコロナ禍にあったわけですが、各検察庁におきましては、それぞれの地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みた上で、広報活動の実施が可能な時期に、必要な感染対策を講じた上で実施をしたところでございます。また、オンラインを活用するなど集合形式によらない方法での実施もできる限り行ったところでございまして、適時適切な方法で可能な限り積極的に広報活動を実施したといえるのではないかと、そして、その結果、国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうという目標について、おおむね達成できたのではないかと、このように考えて評価をしたという次第でございまして。こういった感染拡大の中でどのような効果的な広報活動ができるのか、こういったことにつきましては今後とも検討してまいりたいと考えております。

- 篠塚座長 次に、宮園委員から番号3及び4のとおり提出のあった質問・意見につき、法務省から回答をお願いします。
- 刑事局（南部） 続きまして、刑事局の南部でございまして。御質問ありがとうございます。

宮園委員から2点、御質問がございました。デジタルフォレンジック研修につきまして、アンケートによる測定目標が研修を理解した割合になっているけれども、目的に照らすと、知識、技能の習得ができたのかどうか、あるいは受講してためになったかという点を指標にすべきではないかという御指摘、そして、PDCAサイクルのうちPDCに続くA、つまりアクションをどのように起こすのか、こういった御指摘を頂戴しました。

この研修につきましては、やはり実務に従事できる程度の知識・技能を習得する、こういったところが大切であることは御指摘のとおりでございまして。実際にこのような知識・技能を習得することができたのかどうかということにつきましては、実際の捜査において、その知識・技能の活用状況などをもって定着の度合いを客観的に確認するというのが最も直接的であると考えられるところですが、こうした点を指標とすることにつきましては、やはり事件の発生状況によって取り扱う事件の内容や証拠関係も異なるという事情を踏まえますと、その結果をもって達成の度合いを評価するというのはいささか困難ではないかと考えているところでございまして。

そして、今後のアクションという点につきましては、デジタルフォレンジック研修、これにつきまして平成30年度にカリキュラムを変更しましたが、今後とも研修員のアンケートの内容や、政策評価懇談会における委員の御指摘等を踏まえながら、より効果的な研修を実施することができるように、そして捜査能力の充実強化に資するよう、カリキュラムの工夫や改善等に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、番号4の宮園委員からの御質問・御指摘について、こちらは被害者支援研修についての御質問を頂きました。被害者支援研修につきましては、研修のカリキュラムが中級、上級など、段階的な研修になっていないところ、この研修の目的に応じた研修を行うべきではないかという御指摘、そして、研修の在り方につきまして、参加型

の研修もあってよいのではないかと、こういった御指摘を頂戴しました。

この被害者支援研修におきましては、被害者支援業務に必要な知識・技能を習得させることを目的としているわけですが、そのために内外の講師による被害者の心情に配慮した支援の在り方、被害者支援に係る関係機関との連携の在り方についての講義や、実務に携わる上での前提となる被害者保護、支援に関する基本法令についての講義を行い、被害者支援に必要な基本的かつ重要な知識の共有を図っております。それとともに、研修員のディスカッションによる各庁における具体的な取組、工夫についての情報共有や意見交換等を行うことで、実務において具体的に、現実接する個々の被害者のニーズにどのように対応すべきかといった点についての情報共有を図っているところでございます。

こうした研修の内容は研修員にとって、被害者支援業務に携わる経験の長短にかかわらず重要なものと考えられますので、この研修の内容をできるだけ多数の職員に受講してもらうことが重要と考えていることから、中級、上級などと段階を設けた構成とはしていないところでございます。また、実務において被害者等から現実に寄せられる要望や、個々の被害者のニーズなどは様々なものですので、あらかじめ一定のテーマを設けてのグループワーク、ロールプレイなどではなく、フリーディスカッションによって、正にその研修員が直面する、実務で抱える問題、それに対する対応策等についての情報共有や意見交換を行うことが有効な面もあるものと考えているところでございます。今後とも、委員からの御指摘や研修員のアンケートの結果などを踏まえまして、研修の目標に応じたカリキュラムの改善等に努めてまいりたいと考えております。

○篠塚座長 最後に、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について、朝日委員から番号5のとおり質問が提出されております。これについて法務省から回答をお願いします。

○公安調査庁（田中） 公安調査庁の田中でございます。御質問いただきありがとうございます。

朝日委員から、いわゆるオウム真理教対策の関係で、地域住民との意見交換会の実施回数が減少した影響と回数の適切さということについて御質問いただきました。

まず、回数が減少した影響についてですが、令和2年度は御承知のとおり新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの人数を集める形での意見交換会の開催が極めて困難な状況となりまして、目標とした実施回数を大きく下回る結果となったものでございますが、ただ、実態といたしましては、現地を管轄する官署におきまして、いわゆるここでカウントする意見交換会という形式ではないものの、地域住民の代表者の方であるとか自治体の方と緊密に情報交換は継続して行っておりまして、その中で、いわゆるオウム真理教の現状等の説明を行っております。こうしたことで地域住民の方の不安感の払拭には努めていて、こうした点を鑑みて意見交換会の回数の減少を補っております。こうしたことから、実質的な意見交換会という正式なものはなかなか回数が伸ばせませんでしたけれども、不安感の解消という形では実質的な影響を及ぼすには至っていないのではないかと考えているところでございます。

一方で、どうしても代表者の方というような人数を絞る形での情報交換になっておりますので、広く一般の住民の方から、新型コロナウイルスの感染状況等が落ち着けば、

引き続き直接団体の現状等を意見交換会という形でお聞きしたいという要望も受けております。今後も、新型コロナウイルスの感染状況等について注視しながら、感染対策に留意した上で、また、オンライン等の代替方法も検討しながら、意見交換会の開催に努めていきたいと考えております。

次に、回数の適切さについてでございます。例えば、今回のオウム真理教関係の意見交換会は、1回開催したらどの程度、何割、何パーセントという形で住民の方の不安感が軽減されるのかということが、なかなか数値的な指標で把握していくことが難しいものでございます。一方で、これまでの実施回数については、地域住民の方あるいは自治体等の方の要望を踏まえて、言わば一緒になって実績を積み上げてきたというところもあり、その実績、すなわち過去の平均値を目標設定の指標ということにさせていただいております。今後も、例えば、立入検査を行った後にはなるべく意見交換会を実施するとか、そういったタイミング等の適切さも踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

○篠塚座長 それでは、基本政策Ⅱ関係の法務省回答に対し、委員から何か追加の質問等がございますでしょうか。

では、井上委員お願いします。

○井上委員 御説明いただきありがとうございました。

今回の事後評価ですが、100年に1回のコロナ禍という緊急事態の下でどう評価するかというのは難しく、一通り皆さんの評価結果を見させていただきましたが大変御苦労されたのではないかと思います。本来であればコロナ前の目標設定をコロナ禍の目標設定に一回変えて、それで、その下で達成したかどうかという判断をするのが一番すっきりし、事後評価も記載しやすかったのではないかと思います。その辺り、皆さんがギャップをどうやって埋めるかという苦心をものすごく感じております。さて、私としては、コロナに関して、少なくともどういう判断にするにしても、整合性が必ず二つ要ると思っています。

一つは、個別の政策の中の整合性。これはコロナに限定してお考えいただければ十分です。もう一つは、各政策間のコロナに対する横並びの整合性。先ほど「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」の説明がありましたが、例えば208ページの測定指標2のところ、これは目標値が45.4回以上実施のところ、実績値が11回だったので、潔く「未達成」と記載されていて、これはすごく分かりやすいです。未達成だからどうこうということではなく、この100年に1回のコロナ禍の文脈の中では、私はおかしなことではなくて、当然だなというふうに読み取ることができました。

その次の209ページのところで、では評価結果はどうかというと、「目標達成度合いの測定結果」では、「相当程度進展あり」とし、その下の説明の中で、測定指標2についてコロナの関係から十分な回数はこなせなかったけれども、ここでオーケーとしています。ここも流れ的にはすごく分かりやすく、次の210ページでは、それを次期目標にどう織り込むかというところで、211ページのところで、測定指標2の最後の2行、「地域住民との意見交換会について、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえつつ、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催方法を工夫しながら実施していく」としています。

私は、個別の政策についての整合性はこれで取れていると思います。だから、この政策に関して特に問題はないというふうに理解しています。ただ、ちょっと物足りないのが、「工夫しながら実施」とは具体的にどうするのかというところを記載いただくとより良かったのかなというのが、この政策に対してのコメントです。

一方で、不整合の事例として取り上げて申し訳ないのですが、「検察権行使を支える事務の適正な運営」について、私が質問させていただいた127ページのところで、確かに「広報活動の実施回数」は、定量的な判断ですが、測定指標はどちらかというとな性的です。これはほかの政策でもそうですが、今回はコロナの影響で定量的な目標が達成できなかったの、定性的なところで達成できましたという説明の仕方がすごく多いのですが、そういった意味では、ここは数値的な目標ではないので、「おおむね達成」と書いていいのかどうかというのは明確には言えませんが、もし、この参考指標の「広報活動の実施回数」というのが、参考指標ではなくて測定指標であれば、先ほどと同様に、これは達成できませんでしたと記載いただく方がすっきりしているのではないかと思います。

個別の整合性の話でいくと、127ページの測定指標3の測定結果のところが「相当程度進展あり」で、一応ここで丸になっていますので、その理由として129ページでこういうことをやりましたと詳細に記載いただいて、整合性は取れていると思います。ただ、次の130ページの「次期目標等への反映の方向性」の測定指標3にはコロナのことは特に記載されていないので、これは整合性に欠けると思います。やはりコロナは来年度、次期目標に関係するかしないかといったら、当然今の状況だと、ワクチンのことはありますけれども、関係すると思われまので、ここの記載はしておかないと個別の政策の流れとしては不整合だと思います。

今、二つの例を申し上げました。まず、個別の政策の中の整合性のところを追記した方が良いという意見が一つ、もう一つは、政策間で片や達成できませんでした、片や達成しましたという、ここの評価の整合性を取った方が良いと思いました。二つ意見でございます。

○篠塚座長 番号2に対する質問として回答をお願いします。

○刑事局（南部） 刑事局の南部でございます。御指摘ありがとうございます。

100年に一度といいますか、そういった甚大なと言いますか、非常に難しい感染拡大状況の中での取組ということで、当局としましても悩みながらこういった評価をしたというところでございます。ただ、委員御指摘のとおり、この評価の在り方というのもいろいろと検討すべきところがあるかと思っておりますので、御指摘を踏まえ、また、今後の感染状況というのも見据えた上で、検討してまいりたいと思っております。

○篠塚座長 朝日委員、どうぞ。

○朝日委員 御説明ありがとうございました。

番号5に関することですが、先ほどの井上委員の御意見にも重なる部分もあるかと思っております。御説明いただいて、意見交換会の回数が減っても内容や効果が出るように、不安感の払拭や解消が担保できるようにいろいろ工夫をされているというところはよく分かりました。こういう目標に対して未達成という、結果としてどうだったかというサマティブな評価、総括評価としての結論というのはよく分かりました。一方、この

事後評価の持つ意味というのはそういうふうには、どうでしたかという達成、未達成、未達成のところはこういうふうには補いましたというような説明責任の部分と、あともう一つは形式的な評価というか、次どうしていくかというところだと思います。

コロナによって、この件に限らず、効果を確保するためのやり方を変えざるを得なかったところはかなりあると思いますので、ある意味でこの指標、このエビデンスでよいのか、そのほかの方法で同じ効果が確保できるのではないかと、要は、番号5の質問でいうと、地域住民の方に直接コンタクトを取ることと代表者の方を中心にコンタクトを取ることでは、どのような違いがあったのかというエビデンスを取れる機会でもありますので、そういったところを、今後の実施計画において、次の指標をどうするかなど、今回の評価で得られた知見ということを生かしていただければいいなと思いました。

意見です。ありがとうございました。

○篠塚座長 朝日委員の意見につきまして、法務省から回答をお願いします。

○公安調査庁（田中） 公安調査庁の田中でございます。御意見ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、特に、いわゆるオウム真理教の問題に関しましては、その地域の住民や自治体の方の不安感というか恐怖感というものは、コロナということを受けても恐らく変わらないということでございます。これにはやはり効果的に引き続き対処していかなければいけないと考えております。正に委員御指摘のとおり、やり方を我々も変えていかなければいけないのだろうと現在、考えているところでございまして、先ほど少し申し上げましたけれども、オンラインなど、開催の形式であったり、あとは、どういった方にお話を聞いていただければそれが効果的に地域の方に御理解いただけるのかとか、そういったところを考えながらやっていきたいと思っております。また、いわゆるワクチン等の状況も今後は進展していくでしょうし、地域の感染状況等の違いなども考慮しながら、皆様から引き続きやっていただきたいという声を多く頂いておりますので、測定の指標としては維持しつつ、やはり実施方法の部分で工夫をしていきたいと正に思っているところでございます。

付言するならば、その地域によって比較的御高齢の方が熱心に活動されている地域であったりとか、年齢的なばらつきが比較的に少ないような地域であったりとか、そういった地域の実情もありますので、感染状況等も相まみえながらそういった点も検討しつつ、指標としては維持するような形で、実施方法を変えながら、達成に向けて実施していきたいと、考えているところでございます。

○篠塚座長 次に、基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について御議論いただきたいと思っております。

先ほどと同様、補足資料としてお配りしている基本政策Ⅲについて、法務省から回答をお願いします。法務省回答に対する追加質問等のタイミングは、先ほどと同様をお願いします。

それでは、まず「登記事務の適正円滑な処理」につきまして、質問・意見が三つございます。

まず、井上委員から番号1のとおり提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

まず、番号1として、長期相続登記等未了土地の解消作業の目標値についての御質問をいただいております。この目標値でございますけれども、報告書222ページの測定指標欄の隅付き括弧に記載しておりますが、目標値自体は、この新経済・財政再生計画の工程表の中にK P Iとして令和2年度までの目標値約14万筆という指標が掲げられたところでございます。この工程表自体は平成30年12月に決定されたものでして、その当時から見ると2か年分についてのK P Iがこのときに設定をされたということでございます。結論から申し上げますと、結果論としては令和元年度に19万7,000件強ということで、委員御指摘のとおり令和元年度に達成済みという結果となりました。

○篠塚座長 次に、大沼委員から番号2及び3のとおり提出のあった質問・意見につき、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 引き続き、民事局の遠藤がお答えいたします。

まず番号2についてお答えさせていただきます。番号2の質問は、前段は国土調査法に基づく調査についての御質問、それから、後段は筆界特定制度に関する御質問ということで、前段、後段に分けて御回答したいと思います。まず前段の国土調査法19条5項の指定制度につきましては、結論から申し上げますと、国土交通省の所管する制度ということございまして、大変恐縮でございますが、法務省としてお答えするというのはなかなか難しいところでございます。

なお、国土交通省によりますと、この国土調査法19条5項の指定制度につきましては、令和2年度の実績値でいいますと約114平方キロメートルについて指定がされたと同っております。また、法務省としましては、直接この制度を所管するものではございませんが、この19条5項の指定制度を利用する対象となる事業主体から筆界等に関する相談があった場合には、こういった制度を利用することも含めて必要な相談体制を取るようにと、各法務局に対して通知を発出しているところございまして、法務省としてもそのような形でこの施策に協力をしているところでございます。

続きまして、番号2の後段、筆界特定制度についての御質問について、まず、筆界特定制度につきましては、少々ばらつきはありますが、年間で通してみますと約2,500件程度の申請が、制度開始当初から横ばい状態といえますか、ある程度そういった数字で件数が積み重なっています。他方で、筆界特定制度開始前の裁判手続における境界確定訴訟の件数につきましては、年間800件程度であったと言われております。翻って近年のこの境界確定訴訟の件数について調べたところ、年間約300件と半数未満になっている状況にあります。筆界特定制度自体の件数は横ばいではありますが、裁判手続の事件数についてはある程度、減少しているということからしますと、この筆界特定制度が裁判手続に代わって簡易迅速に境界を明らかにするという国民のニーズにある程度応えられている制度になっているのではないかと考えております。

また、この筆界特定制度につきましては、土地家屋調査士等を指定境界特定機関と、建築確認制度を参考に似たような仕組みが取れないかという御指摘もいただいたところでございますけれども、筆界特定制度における筆界特定登記官は、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて筆界を特定すると不動産登記法上では定められております。この筆界調査委員として土地家屋調査士の皆様をお願いをして意見を頂戴しているところでございますけれども、更にそれを超えて建築確認と同じような仕組みを取るかどうか



かということにつきましては、事件数の推移等も踏まえると、現時点ではまだそういった必要はないのではないかなと受け止めています。

続きまして、番号3でございますけれども、長期相続登記等未了土地についての司法書士、それから土地家屋調査士の活用状況についての現状について御質問いただきました。

まず、長期相続登記等未了土地の解消作業につきましては、登記官が公共事業等の実施主体からの求めに応じて法定相続人を探索して、その結果を長期相続登記等未了土地へ登記するという作業でございますけれども、この作業の中では戸籍・除斥謄本等の取得作業や法定相続人の特定といったことが当然必要になりますが、この点について専門的知見を有する司法書士に委託をして実施をしております。これまでに約25万筆についてこのような委託をして作業を進めているという状況でございます。

また、表題部所有者不明土地の解消作業につきましては、表題部所有者が誰であるのかということを探るという作業が予定されておりますが、この探索に当たっては戸籍・除籍謄本等の調査、あるいは現地における対象土地の占有者、その周辺や近隣住民等の関係者等のヒアリング、それから、その他の法務局以外の公共団体、公共機関が保有している情報等、そういった資料を基に調査し、これら調査を通じて表題部所有者の特定を進めていくという作業をすることが予定されております。この点については、こういった作業に専門的な知見を有する土地家屋調査士等を所有者等探索委員に任命をして作業を行っております。これまでに約1万6,000筆について所有者の探索を行っている状況です。

更に、戦災等で戸籍が焼失している場合はどうするのかという御趣旨の質問でございますけれども、この場合は、残存する戸籍に基づいて分かる範囲で相続関係を把握する、更にその上で戸籍の附票あるいは固定資産税情報、それから農業委員会が把握しているような情報といった、法務局以外の行政機関が保有しているような情報を協力依頼に基づいて収集して調査をする、あるいは周辺住民等の調査等も行っていく、地道に特定していくというほかないと考えております。ただ、これらの調査を尽くしてもなお所有権の登記名義人の死亡の有無、それから死亡後の経過状況等が判明しない場合には、作業を中止せざるを得ないと考えております。

○篠塚座長 次に、「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」について、大沼委員から番号4及び5のと通りの提出のあった質問につき、法務省から回答をお願いします。

○民事局（遠藤） 民事局の遠藤でございます。

まず、番号4について、帰化許可申請件数についての令和元年度と令和2年度の統計数についての整合性についての御質問ということで受け止めております。こちらにつきましては、実施結果報告書（案）の中の「施策の進捗状況」欄に記載しておりますとおり、各年の帰化許可者数及び帰化不許可者数の合計と帰化申請者数とは一致しないということになっております。これは、申請があつてから許可、不許可の判断が出るまでのタイムラグがあるためですが、その平均的な期間については当然、事案に応じて幅のあるところでございます。一概に数字でお示するというのはなかなか難しいのですが、申請者に対しては、通常1年程度は審査に時間を要するというような説明をしていま

す。こういったことから、年度をまたいで申請者数と許可者数との間のキャップが生じてしまうということで御理解をいただければと思います。

続いて、番号5について、オンラインによる供託手続の利用率、それから自筆証書遺言保管制度についての現状について御質問いただきました。まず、供託手続のオンラインの利用率につきましては、委員からも御指摘がありますように、平成30年に供託規則を一部改正しまして、法人がオンラインにより供託の申請をする場合には、会社法人等番号を入力することによって法人の資格証明書等の提示を省略することができるという改正をしております。こういった改正がされたこと、そのメリットが認知されてきたということも、この令和2年度のオンライン利用率の上昇につながっている一因となっていると考えているところでございます。

続きまして、自筆証書遺言保管制度について、こちら令和2年度にホームページへのアクセス件数が伸びておりますけれども、こちらはこの制度自体が令和2年7月から施行されているところでございまして、それを受けてこのような数字につながっていると受け止めております。この制度施行された令和2年7月から令和3年5月までの実際の遺言書保管制度の利用状況や利用件数についてですが、申請があったのが1万9,443件、このうち取下げ等、ごくわずかではあるものございまして、保管に至っている件数としましては1万9,374件となっております。また、実際の制度の運用に当たりましては、事前の予約を原則としていて、制度、保管の手続の円滑な実施に努めているという状況でございます。

○篠塚座長 では、続きまして、「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」について、質問・意見が六つございます。井上委員から番号6、宮園委員から番号7の質問・意見がなされており、これはいずれも測定指標の目標をおおむね達成と判断した理由についての質問・意見でございますので、法務省から番号6と番号7はまとめて回答をお願いします。

○人権擁護局（唐澤） 人権擁護局の唐澤でございます。

まず、番号6についてお答え申し上げます。委員御指摘のとおり、実績値は目標値を下回っておりますが、コロナ禍にあつて外出の機会が大幅に減少し、ポスターなどを見聞きする機会が減ったことなどによるものと考えられ、広報活動の効果の減少と考え難いこと、また、前年度からの数値の減少は過去5年を通じて見ると大幅なものではないということ、一方でホームページやSNS等を活用した人権相談窓口の周知広報活動を通じて目標達成に向けた取組を強化しており、人権侵害による被害の救済及び予防を図るという目標に向かって、一定の成果を上げていると考えましたことから、未達成ではなく、おおむね達成とさせていただいたところでございます。

続きまして、番号7でございます。いくつか御質問いただきまして、まず、見聞きしたことがある者をどのようにして選んだのかという御質問について、モニター調査、モニターの員数は合計で1万8,000人でございますが、ここでは法務省のSNS、バナー広告、リーフレット、ホームページ、ポスターなどを見ていただき、各コンテンツごとに理解・関心が深まったかを段階別で評価していただきました。各コンテンツの回答者の延べ人数を積算いたしますと約61万1,000人であり、これを測定指標1における母数といたしました。その上で、各コンテンツで人権に関する理解・関心が深まったとした

回答者の延べ人数，こちらを積算いたしますと28万3,000人でした。これを先ほどの61万1,000人で除した値が46.3パーセントであり，これを測定指標1の実績値としたものでございます。御指摘の参考指標の1でございますが，1万8,000人のモニターの中で，モニター調査以前に法務省作成のポスター等を見聞きしたことがあるかという質問で，見聞きしたことがあると回答した方の割合について記載させていただいたものでございます。

続きまして，おおむね達成といえるのかという御質問でございます。SNSやバナー広告等，理解を深めるためのリーフレットやホームページに誘導する役割を担い，それ自体として必ずしも理解を深めるための素材ではないコンテンツ，これも積算に混ぜて一括して計算してしまったという検証方法についての反省もでございます。他方で，測定指標自体は平成30年度以降，一貫して増加傾向にあり，基準値である55パーセントに近付いていること，また，参考指標である公式Twitterの平均インプレッション数はアカウント開設以降増加していること，法務省における情報発信による人権への関心の高まりも一定程度評価できると考えましたことから，おおむね達成とさせていただいたところでございます。

最後に，相談窓口の存在を知った理由等を調査しているのかという御質問もございました。ここにつきましては，実施結果報告書（案）の別紙1のアンケートQ8とQ9で，相談窓口の存在を知った理由，それから相談方法として女性の人権ホットライン等があることを知っているかなどを調査しております。今後ともよりよい測定指標の設定の在り方について，委員の御指摘も踏まえて検討を続けてまいりたいと存じております。

○篠塚座長 この「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」について私の方から，番号8から11のとおり四つ質問・意見を提出しております。なぜこういう質問をするのだらうと思われるような質問になっているかと思えます。けれども，人権の問題の前提として，やはり入国管理の問題で今般，国会で改正案が通らなかったというところがあって，そもそもこの問題設定といえますか，達成すべき目標だとか，次期目標についての検討といえますか，いろいろな意見があるのを十分取り込んでいたのかという疑問があります。そういう問題が，神は細部に宿るといえますか，個々の問題に実際表れてきているのではないかと思えます。人権尊重だとか国際人権の考え方というのが入国管理の関係でも具体的に問題になってきている，こういうことが法案作成や次期目標の設定のところの視野に十分入っていたのかという問題意識の下に，この四つの質問と，その後の入国管理の問題の質問をさせていただきました。具体的な数値の問題ではないかと思えますけれども，そもそも法案の改正案を作成した際の設定の視野や考え方についてももう一度考えてほしいという意味を込めて，こういう質問をさせていただきました。いつも入国管理の関係では丁寧な御回答をいただいているわけですが，あえてこういう質問をさせていただきました。では，番号8から番号11について御回答をお願いします。

○出入国在留管理庁（稲垣） 番号8につきまして，出入国在留管理庁の稲垣から御回答申し上げます。

篠塚座長からいただいた御質問でございますが，人権尊重とかSDGsの考え方からして，在留カード等読取アプリについていかなるものかという御指摘かと理解しており

ます。

まずはじめに、出入国在留管理庁といたしましても、正に御指摘のとおり、人権尊重及び誰ひとり取り残さない社会の実現という持続可能な開発目標の理念というのは非常に重要なものと考えておりまして、現に入管庁の方でも、組織が発足すると同時に外国人の受入れ環境整備、いわゆる共生社会の実現ということも新たに取り組むことになったということもございますので、その点に関して重々承知しているところでございます。

その上で、本アプリについてですが、これまでも御説明はいろいろなところでしておりますが、端的に言えば在留カードの偽変造が非常に多くて、看過できない状況になっていることが背景にございます。在留カードは在留外国人の方にとって自分の身分を公証するようなものでございまして、単に管理のためだけではなく、社会サービスや行政サービスなど、いろいろな社会生活上の利便のために欠かせないものになっており、インフラのようなものになっていますが、そういうことからしても、この信頼性という観点から非常に危惧されるような状態であったということがございます。

今の在留カードの制度は法改正で2012年7月から施行されているもので、大体9年ぐらい経過しておりますが、その前は外国人登録制度というのがございまして、プラスチックのカードのみで、そのときも非常に偽造は多かったこともあり、在留カードについては、ICチップを中に入れるというような形で偽変造対策を行っているところでございます。ただ、券面についてはやはりどうしても偽造が出てしましまして、施行されてから大分経っているということもあり、非常に精巧なものが相当出回っているということで、かなり危惧される状況でございました。

在留カードのICチップはあくまで券面情報が入っているだけで、特にそれ以外の情報が何か入っているわけではございませんが、ICチップの中に入っている情報と券面情報が正しいかというのはもともと確認可能な仕様になっておりまして、そういう意味で、読み取るための仕様は公表されているものでございます。なので、もともとそういうものなのですが、状況として先ほど申し上げたとおり偽変造が大変多くなったということもあって、入管庁としても責任を持って、確認できるようにアプリを用意して、必要な方には使っていただけるようにということで実施させていただいたものでございます。アプリを使用した場合の確認結果としては、券面情報が表示されるだけで、それ以外のものは当然出ませんし、情報の保存もできないということで、あくまでICチップの中に入っている情報と券面情報が正しいかどうかを確認するためのものでございます。当然、カード自体が必要なものでございますので、本人の同意なしには勝手に情報を読み取るなどのスキミング行為等も一切できません。

本アプリにつきましては、以上のような経緯もあって、必要なものとして作成したというものもございまして、有効なものだと思っておりますので、今のところ、公開を停止するというようなことは考えておりませんが、今回御指摘いただいたことや、いろいろな御懸念があるということは承知しておりますので、例えば目的とか、その利用方法についてしっかり広報するというようなことは今後、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

それから、調達等に関する御指摘がございましたが、本アプリは複数のOSでICチップを読み取るというような機能もありますし、それに関連する操作説明書の作成です

とか、あとそれぞれのアプリストアでアプリを配信するなど、もろもろの業務も入った上での契約になっておりまして、当然ながら一般競争入札手続に付して適正に事業者が決定されているというものでございますので、適切なものだと考えております。

○人権擁護局（唐澤） 続きまして、人権擁護局の唐澤から残る御質問について御回答申し上げます。

まず、篠塚座長から人権擁護委員法も引用いただきつつ、御質問を頂戴しておりますところ、法務省の人権擁護機関が行う調査救済手続はどのようなものかということから御説明申し上げたいと思います。法務省の人権擁護機関では、全国の法務局、地方法務局において人権相談に応じております。人権相談を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところでございます。この人権侵害事件の調査、処理の手続については現在、法律の定めはございません。法務省の訓令である人権侵害事件調査処理規程に基づいて行われています。

この規程の28条で、法務局長又は地方法務局長は、事件の調査・処理に当たり人権擁護委員の協力を求めることができるとされております。これに基づき人権擁護委員が関与した場合には、委員御指摘の人権擁護委員法の趣旨が及びますが、個別具体的な人権侵害事件の処理については、この規程がよりどころとなります。この調査・処理の対象となるのは「人権侵害の疑いのある事案」であり、これには国が相手方となる事案もあれば、例えばインターネット事案など私人が相手方となる事案もございます。規程はこのいずれにも対応する内容となっているところでございます。

また、事件の処理に関する適切な措置として、この規程には、「援助」、「調整」、「要請」、「説示」、「勧告」など七つの措置を設けております。このうち「援助」につきましては規程13条に定めがあり、関係行政機関又は関係のある公私の団体への紹介、法律扶助に関するあっせん、法律上の助言その他相当と認める援助を行うことができるとされております。このほか、規程を細かく挙げることはいたしません。が、「調整」は当事者間の話し合いを仲介するなどするもの、「要請」は実効的な対応をすることができる者に対して行うもの、「説示」や「勧告」は人権侵害を行った者に対して改善を求めるなどするものでございます。人権侵害事件の調査は、関係者の協力を得ながら、任意の手続により行われますが、このような措置を見据え、簡易・迅速・柔軟な処理が可能であるところに、この手続の特徴がございまして。なお、調査を尽くしても人権侵害の事実の有無を確認することができないときは、規程の17条に基づき、侵害事実不明確の決定を行うこととされております。

以上を踏まえまして、まず番号11から先に御回答を申し上げたいと思います。全体像を把握いただく趣旨でございまして。ここでは、「別の窓口を紹介しただけでは、速やかに適切な処置をしたとはいえない」との御指摘をいただきました。今申し上げましたとおり、法務省の人権擁護機関においては、関係のある公私の団体への紹介などを行う「援助」も重要な業務の一つとなっております。近時、人権相談等の内容は複雑多様化しているところ、行政機関においても、その所管に応じて様々な相談窓口が設けられているところでございます。もっとも法務省の人権擁護機関では、内容を問わずあらゆる人権相談を受け付け、関係省庁その他関係各機関とも連携しながら事件の処理に当たってい

るところでございます。このような中、より専門性の高い相談窓口を備えている機関による対応が適切であると考えられる場合には、これを御紹介するというのも、場合によっては重要なところでございます。このことも御理解いただければ幸いです。

また、処理が遅いのではないかと趣旨の御指摘もあったと承知しておりますが、規程8条により調査は遅滞なく行うこととされているところでございます。なお、お尋ねの処理に要する平均期間については、人権侵害事件の内容、必要とされる調査、関係者の協力の程度なども事案によってまちまちでございます。個々の事案の処理に要する期間もこれまたまちまちであることから、これを算出することはしておりませんが、いずれにいたしましても迅速な事案の処理に努めているところでございます。

次に、番号10についてお答え申し上げます。冒頭にも申し上げましたとおり、人権侵害事件は、相手方が国であれ私人であれ、調査・処理を行っているところでございます。令和2年の人権侵害事件の処理件数は1万2件でございましたが、このうち国を相手方とするものは260件ございました。そのうち「警察官」が124件、「その他の特別公務員」が1件、「刑務職員関係」が81件、それ以外の国家公務員である「その他」が54件となっております。なお、入国管理局の職員は、今最後に申し上げました「その他」に含まれております。また、処理の内訳としては「援助」が119件、「要請」が1件、「侵害事実不明確」が125件との内訳となっております。

最後に、番号9についてお答え申し上げます。御指摘のパンフレット、リーフレットでございますが、法務省の人権擁護機関における調査救済活動の利用について、一般の方々幅広く呼びかけることを目的として作成をさせていただきました。そのような目的から、一般の方々の日常生活において起こり得る身近な問題で、実際に一般の方々の救済のニーズが高い問題を具体例として取り上げさせていただいたものでございます。御指摘のありました人権の概念、これも非常に重要なものでございますが、これはまた法務省の人権擁護機関における人権啓発活動の際に適切に説明を行わせていただいているところでございます。

○篠塚座長 では、基本政策Ⅲにつきまして、法務省の回答に対して委員の皆様から何か追加の質問・意見等はございますでしょうか。

野澤委員、お願いします。

○野澤委員 人権相談調査救済体制の整備のところ、達成と記載されておりますが、人権相談件数そのものの推移を見ると、ずっと減ってきています。令和2年はコロナの関係でぐんと減って、これは理解できますが、平成28年からずっと見ても減ってきている、これをもって達成というふうに言い切ってしまうと良いのかと思ったので、質問させていただきます。

特に注目したいのは子どもの人権110番、それから児童生徒からの人権SOSミニレターのところで、ここも減っているんですね。ミニレターだけ令和元年の実績値少し伸びていますが、子供をめぐっては、文部科学省だとか警察庁の統計とか発表資料によると、いじめとか暴力行為、不登校が過去最多をずっと更新していて、自殺はすごく増えて、去年1年間だけで小中高高校生で499人ですかね、亡くなっていて、実態としては人権侵害をうかがわせるというか、その背景にあるものは、子供の数自体減っているのに、こういう問題がすごく増えて、児童虐待もすごく増えていますよね、それなの

に相談件数だけ減っているということをもって、達成というふうに言い切ってしまうて良いのだろうかという素朴な疑問があります。それが一つです。

もう一つは、参考指標のところでは相談体制ですよ、対面か電話か手紙か、最後にインターネットとありますが、対面と電話と手紙が多いですが、今、子供はあんまり電話はしないですよ、手紙も書かない、テレビも見ない、子供が見るのはテレビの代わりにYouTubeが圧倒的だし、電話の代わりにはやはりスマホで、SNSですよ。SNSの中でもFacebookなんて見ないですよ。LINEとかインスタとかそういうものだし、もっとやはり今の子の変化に合わせたそういう指標といいますか、相談体制というものが必要ではないのかなと、旧来的なものを毎年続けていて、そんなに変わらないから達成、というふうにしてしまっているのではないかなと思います。

少し話を戻して、新聞・ポスターのところも、私ずっと新聞社で勤めてきたので分かるのですが、新聞読まないですよ。特に子供は圧倒的にスマホの時代になってきてしまって、やはりもっともこの相談体制のところは工夫する余地があるのではないかなと思います。現実の社会というのは非常に今、変化して、特に情報テクノロジーの変化に伴うコミュニケーションというのは、年々変わってきています。同じツールで相談体制を行って経年の推移を見て評価するだけでは、実態と合わなくなっているのではないかなと思っています。そういう経年の推移を見るというのは大事だとは思いますが、それとともに現実に合ったものを取り入れていくべきだと思います。ホームページの分析とかをすると、どういう経路で相談にたどり着いてきたのかということも分かるし、どこの相談にどのぐらい時間をかけて回答しているのかということも分かります。それはビジネスの世界ではもう当たり前のようにやられていて、むしろ法務省のこの人権相談でもやはりそういうテクノロジーの力を借りた分析というのが必要ではないかなと思っています。次年度以降この政策についてどのように考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

○篠塚座長 質問・意見ですけれども、よろしくお願いします。

○人権擁護局（唐澤） 大変貴重な御指摘をありがとうございました。

まず一つ目のお話として、人権相談の件数が全体として減ってきているのではないかなという御指摘がございました。この減少の理由については我々も様々な検討を行っているところでございます。件数としては減っている一方で、1件1件の相談の中身が複雑困難化していると、こういう実態もございます。そして、相談をされる方々も、昨今ではインターネット等を利用して事前にかなり下調べ等を行った上で相談される方も増えており、そのような事情もあるというところはございます。それから、最近では他省庁、他の所管機関でもいろいろな相談窓口を設けていることによって、相談の窓口が多様化しているというか、専門性を求める方がより専門性のあるところに行っているのではないかなといったこともあると思います。

二つ目に、子供に関しての御質問がございました。正に「子どもの人権110番」、それから、「子どもの人権SOSミニレター」と、非常に重要な施策だと我々も考えております。子供に関してははじめの件数、虐待の件数、非常に増えてきていることは我々も認識をしております。文部科学省、それから厚生労働省においても、それぞれきちんとした窓口対応を行っているところ、それらときちんと連携をしながら我々も取り組ん

でおります。特に、「子どもの人権SOSミニレター」は、親にも相談できない、そして学校にも相談できない、どこにも相談できない最後の寄りどころとして評価されているのではないかと考えているところなので、今後とも強化してまいりたいと考えています。

それから、特に子供を考えた場合に、その相談のツールとして、例えばSNS、これを重視すべきではないかというのは、正に委員御指摘のとおりでございまして、実は数年前からLINEによる相談というものを開始しております。このLINE相談でございしますが、正に子供が携帯電話を触っているところから、何か感じたときに相談していただきたいという思いで、まずは名古屋、東京から始めて、今後、予算を獲得できれば全国に拡大してまいりたいと考えており、今はこのような過渡期でございまして。これも引き続き進めてまいりたいと思います。新聞広告はあまり意味がないのではないかと聞いた御指摘もございました。新聞広告だけをやっているわけではございませんけれども、インターネット、SNS等も通じて、更なる強化に努めてまいりたいと思っています。

いずれにしましても、いろいろ頂いた御指摘はごもっともでございまして、相談や、あるいは啓発のツールというものも、このコロナの機会もありますので、非接触型のツールをより充実できるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○篠塚座長 では、井上委員、どうぞ。

○井上委員 御説明いただいてありがとうございます。

「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」、この政策は、測定指標が数値目標になっており、ある意味、そこはしっかりEBPMを回すために覚悟を決めてこういう測定指標にされたことはすごく評価できると思うのですが、それがこのコロナ禍において達成できないということで、非常に苦しい結論付けになってしまっていると思います。ただ、何のためにこの事後評価するか、またこの場があるかということ、やはり国民が法務省のこういったものを目にしたときに、しっかりやられているということを理解するためのものだとしたら、かえってこういう整合性について、私だけでなく何人かの委員が、ここはそうではないのではないかとおっしゃられたように、変な不信感を与えてしまうという可能性があるのではないかと懸念しています。

ですから、取組はしっかりおやりになられていると思っていますので、この数値のところはごまかさず、これはこれで未達成ですが、しっかり定性的なところでやっていますというふうな書きぶりの方が、国民の法務省に対しての信頼感は上がると思います。かえってこういうのを見せられると、数値目標なのに何かごまかしているなという、そういう気持ちはどうしても出てきてしまうことは避けられないような気がします。個別の測定指標でいうと、例えば測定指標1の目標値は60パーセントで達成していませんけれども、コロナ禍においても昨年とあまり変わらずにやられているので、この辺は個別に考えると説明されれば、まあ納得できるかなと思います。測定指標4のモニター調査のところは、昨年の実績値が38.9パーセントですが、「前年度が前々年度の値を下回った場合は前々年度増を目標にする」ということが書いてありますので、40.4パーセントが目標になっていて、それに対し、実績値30.6パーセントとなっており、これはもう明らかにコロナが原因なのは分かりますし、下の参考指標で、コロナにもかかわらず上



回った実績も出されているので、説明としてはしっかり取り組んでいるということで良いと思います。無理して「おおむね達成」と書く必要はあるのかなというか、書くことによってかえってマイナスになってしまうのではないかと思います。測定指標5の人権相談も、先ほど野澤委員がおっしゃられたとおり、本当に評価できているのかという気持ちはどうしても出てきてしまうので、そんな気持ちはあまり起こさせない方が良いと思っております。

あと、コメントとしては、242ページのところの次年度の評価ですね、測定指標のところコロナに関する記載がないので、これも追記いただきたいのですが、例えば、こういう定量的な評価のみならず定性的な評価も加えて来年は評価したいと思いと記載しないと、また来年も同様に、今の状況だとそれほど今年と変わらない結果が想定されるので、同じ測定指標を使いますと堂々とここで書かれています、それで良いのでしょうか。同じ結果になったとき、また同じようなこういう質問をされて、それでまた何か無理やり苦しい説明をしなければいけないというのは避けた方が良いのではないかと思いますので、せっかくなので、今年度というか来年度の測定指標のところも、見直しも含めて検討されたいかがかという意見でございます。

○篠塚座長 井上委員の意見に対して、どうですか。

○人権擁護局（唐澤） 本日の御指摘を踏まえ、定性と定量と、それから整合性、ここをもう一度きちんと検討して、来年に向けて、また国民の皆様方の信頼を得られるように内容を検討してまいりたいと、このように考えております。

○篠塚座長

次に、基本政策V「出入国の公正な管理に関する政策」について、御議論をいただきたいと思っております。

先ほどと同様、補足資料としてお配りしている「基本政策V関係」について、法務省から回答をお願いします。追加質問等のタイミングは先ほどと同様をお願いします。

それでは、「円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進」について、質問・意見が五つございます。

まず、大沼委員から番号1及び2のと通りの提出があった質問・意見について、法務省から回答をお願いします。

○出入国在留管理庁（稲垣） 出入国在留管理庁の稲垣でございます。御質問ありがとうございます。それでは、番号1と2について御回答申し上げます。

まず、番号1は、外国人に関する情報のデジタル化、電子化ということで御質問をいただいております。御指摘いただいているとおり、入管行政においてはいろいろな場面で外国人の情報を提供いただいているところでして、例えば申請書のような紙を通じた情報ですとか、あるいは指紋とか顔画像というような、いわゆるバイオ情報など、いろいろな情報がございます。結論を先に申し上げますと、これらの情報は相当程度、入管庁の方で電子化しております、業務で効率的に使っているところでございます。

全部挙げたら時間が足りませんので、代表的なものだけ申し上げますと、例えば外国人の出入国のときに提出される出入国カードというちょっと小さめの切り離し可能なカードや、あるいは在留期間の更新などの手続で申請書などの書類を提出してもらいますが、これらの提出された書類についてはスキャニングをいたしまして、画像データとし

てシステムで保存して、外国人の個人の情報と紐付くような形で使えるようにしています。それから、先ほど申しあげました出入国審査の際の指紋とか顔画像のデータというのも個人識別情報としてシステムの中で保存しております。また、御質問にもありました外国人登録原票について、この制度自体は既に廃止されたものですが、まだ必要な場面はあるということで、これもスキャニングして画像として残しているというような状況でございます。このように、全体的にはかなりの程度、電子化してございまして、いろいろな手続とか審査で活用していることで効率も上がっていると思いますので、全体としては大きな問題はないのではないかと考えているところでございます。

それから、番号2の顔認証ゲートに関してどういうふうに情報収集してどう活用しているのかというような御質問でございます。この顔認証ゲートですが、これは専ら空港の審査の円滑化のためのものでございますので、これ自体を情報収集に使用するという事はやっております。あくまでIC旅券の中のチップを読み取って、それとゲートにあるカメラで撮影した顔がちゃんと合っているか、本人の照合ができるかということだけを確認しているものでございますので、保存はせず、ゲートを通過したらその画像は消去されることになっています。

○篠塚座長 次に、私の方から番号3から5のと通りの質問・意見を提出しております。

この点について、法務省から回答をお願いします。

○出入国在留管理庁（稲垣） 引き続き、出入国在留管理庁の稲垣から御回答申し上げます。

まず、番号3でございます。名古屋出入国在留管理局で亡くなられたスリランカ人女性の被收容者の方の件でございます。この件については、言うまでもなく誠に痛ましい事案であり、今回、篠塚座長の方から厳しい御意見をいただいておりますが、これを真摯に受け止めたいと考えているところでございます。その上で、国会も含めまして、これまで様々な場で御説明申し上げているところでございますが、法務省では一般的に、出入国在留管理庁の收容施設内の監視カメラの映像記録につきましては、その内容を明らかにすることにより保安上の問題等がありますことから、情報公開法に基づく開示請求に対しても不開示情報として扱っております。

もう少し具体的に申し上げますと、この映像記録については、收容施設の構造や設備、あるいは職員による巡視等の方法及び頻度、それから監視カメラの撮影範囲、解像度等、もろもろの点に関して具体的状況が公になる可能性があり、逃走の防止あるいは收容施設の秩序の維持に支障を生じさせるおそれがある等の保安上の問題が一つございます。それから、死亡の当日に至るまでの状況の映像記録ということになりますので、その公開につきましては亡くなった方の個人の名誉と尊厳の観点からも問題があると考えております。それから、この映像を公開しますと、その内容について質疑や論評等が行われることになり、現在、最終報告に向けて検討や調査を進めているところですが、それに加わっていただいている医師や弁護士等の第三者の方に先入観を生じさせるおそれもあり、御遺族との関係においても、この映像について公開することは、誠に恐縮ではございますが、相当ではないと判断しているところであり、御理解いただければと思っております。

次に番号4について、新型コロナウイルス関係の国境での水際措置に関しまして、入

国を拒否されたといわれる日本人がいらっしやったということの報道に関する御質問と理解しました。

まず、出入国管理及び難民認定法において、日本人の帰国あるいは入国自体を拒否する規定がないというのは御指摘のとおりでございます。ただ、この事案自体は入管庁として対応したというのではなく、詳細についても、申し訳ございませんが、この報道の範囲内でしか把握しておりませんので、お答えすること自体が困難なことを御理解いただければと思います。

その上で、この事案の詳細はともかくとしまして一般論で申し上げますと、今回、日本人の方の帰国という場合ですが、どの空港でも同様ですが、国際線の航空機から降りた場合、まず最初に検疫があり、検疫での手続が終わった後に、入管の上陸審査場で手続をされるというような流れになっております。御指摘の報道で言われています検査証明書というものも、まずその検疫で最初に出してもらうものだとは承知しておりますので、今回の検査証明書がどうだったのかというのは詳細は分かりませんが、そういうような手続になっているということを御理解いただければと思います。

それから、最後の番号5の御質問について、不法滞在という呼び方について御指摘をいただいているかと思っております。人権尊重等の観点から、この不法滞在という呼び方はいかがかというような御指摘と理解しております。

まず最初に、出入国在留管理行政の遂行に当たりまして外国人の人権尊重等の観点が必要であるということは当然異論はございません。私どもといたしましても業務上の様々な場面において人権に配慮した取扱いが行われるように努めております。その一方で、出入国管理及び難民認定法におきましては在留資格制度というものを中核としておりまして、この法律に基づく所定の手続を適正に経た外国人について、あらかじめ本邦での活動内容や在留期間を定めた上で在留を認めているというような作りになっています。

そういうような前提の下で、例えば在留期間を経過してそのまま残留しているという外国人については、不法に本邦に滞在しているという状態ですので、不法滞在という表現を以前から用いております。実施結果報告書（案）にもそのような記載をさせていただいているところでございます。したがって、当庁としましては不法滞在という言葉自体は適正なものであると考えており、それ自体不当な差別や人権侵害に当たるものではないと考えております。他方で、人権尊重の重要性というのは言うまでもございませんので、繰り返すにはなりますが、今後とも出入国在留管理行政において人権に配慮した業務の遂行に努めてまいりたいと考えております。

○篠塚座長 ありがとうございます。

この基本政策Vに限らず、全体を通しての質問でも、どのような御質問や御意見でも結構でございますので、併せて御質問いただければと思います。

では、私の方から。

先ほどの番号4について、今ニュースでも盛んに報道されていますが、インドネシアで日本人の方がコロナにかかって、治療を十分に受けられないので日本に帰りたいということで政府にも要望が来ていて、そのような方が戻ってきたときに日本で受け入れられないというのは少々考えられない話で、日本国籍を持っている者が戻ってきたときに、コロナだから受け入れられないとか、そういうことはあり得ないことのように思うので

すが、そのようなことでニュースになったと思うのです。それは法務省の問題ではないという御回答になるのかどうか、もう一度お願いします。

○出入国在留管理庁（稲垣） 入管庁の稲垣でございます。

どうしても具体的な事案の話になってしまうので、なかなかお答えしにくいところがございますが、ただ、座長がおっしゃったように、入管法の考え方からすれば日本人の帰国・入国を拒むことはあり得ないというのは当たり前のことで、日本人はどのような人であっても、当然それを拒否するとかそういう問題ではないということは、常に思っておりますので、そういう意味では御指摘のとおりかと思えます。

○篠塚座長 そうですね、私もパスポートをなくした人とロンドンから一緒に帰ってきたことがあります、イギリスさえ出られれば何とかなる、入国を拒否されることはないからと一緒に帰ってきて、そういう手続となったことがあります。ぜひそれは、伝わらないと困ると言いますか、誤解を解くことが必要ではないかと思いましたので。

では、本日の審議事項につきましては以上でございます。

今後の予定等につきまして、事務局からお願いします。

○東郷秘書課政策立案・情報管理室長 事務局の東郷でございます。

本日は委員の皆様方から、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御質問・御意見を踏まえまして、改めて実施結果報告書（案）の内容について検討し、取りまとめた上で、委員の皆様方からの御質問・御意見と併せて、法務省のホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今後の予定でございますが、次回の政策評価懇談会につきましては持ち回りでの開催により、令和3年度法務省事前評価実施結果報告書（案）につきまして御審議いただく予定です。8月中に委員の皆様方に資料を送付させていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○篠塚座長 それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。